

生駒市規則第15号

生駒市排水設備指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月16日

生駒市長職務代理者

生駒市市長公室長 坂本千鶴

生駒市排水設備指定工事店等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和59年4月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第19条」に、「第21条」を「第20条」に改める。

第7条中「前条」を「第3条第1項」に、「の規定により排水設備指定工事店証の交付を受ける際」を「の規定による指定の申請の際」に改める。

第9条第11号を次のように改める。

- (11) 第3条第1項の申請書の記載事項及び同項各号に掲げる書類の内容に変更が生じたときは、速やかに、排水設備指定工事店指定（更新）申請事項変更届（様式第8号）に変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

第12条中「第20条」を「第19条」に、「第17条第2項に規定する有効期間」を「第16条第3項の登録期間」に改める。

第13条第1項第4号中「第20条」を「第19条」に改める。

第14条第1項中「第17条第2項に規定する有効期間」を「第16条第3項の登録期間」に、「様式第8号）を」を「様式第9号）に次に掲げる書類を添えて」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 市長が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が行う排水設備工事責任技術者試験の合格者又は排水設備工事責任技術者更新講習（以下「責任技術者更新講習」という。）の修了者に交付される排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の写し

(2) 顔写真（上半身、無帽の縦の長さ3.5センチメートル、横の長さ2.5センチメートルの写真で申請日前3月以内に撮影したもの）2枚

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、病気その他やむを得ない理由により指定試験機関が行う責任技術者更新講習を受講できない者は、当該理由がやんだ後、遅滞なく、当該講習を受講し、その修了者に交付される責任技術者証の写しを市長に提出しなければならない。

第16条第1項中「新規登録にあつては責任技術者試験に合格した者について、更新登録にあつては責任技術者更新講習を修了した者（第14条第2項ただし書に該当する者を含む。）について」を削り、同条第2項中「様式第9号」を「様式第10号」に改め、同条に次の2項を加える。

3 責任技術者の登録の期間（以下「登録期間」という。）は、責任技術者の登録の日から起算して4年を経過する日後における最初の6月30日までとする。ただし、責任技術者証の有効期限が登録期間の末日に達しない場合にあつては、当該責任技術者証の有効期限内に当該登録期間を超える有効期限の責任技術者証が交付されない限り、当該登録の日から当該責任技術者証の有効期限までとする。

4 責任技術者は、常に責任技術者証を携帯し、本市職員、工事申込人その他の関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第17条を削る。

第18条中「責任技術者証」を「第14条第1項の申請書」に、「第14条第

2項ただし書」を「同条第2項」に、「遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない」を「速やかに、排水設備工事責任技術者登録（更新登録）申請事項変更届（様式第11号）を市長に提出しなければならない」に改め、同条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

第4章中第21条を第20条とする。

様式第10号を削り、様式第9号を様式第10号とし、様式第8号を様式第9号とし、様式第7号の次に次の1様式を加える。

排水設備指定工事店指定（更新）申請事項変更届

年 月 日

生駒市長 殿

届出者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

下記の事項に変更が生じたので、生駒市排水設備指定工事店等に関する規則第9条第11号の規定により届け出ます。

記

| | |
|-----------|--|
| 変 更 事 項 | |
| 変 更 前 | |
| 変 更 後 | |
| 変 更 年 月 日 | |
| そ の 他 | |

様式第 1 0 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第11号（第17条関係）

排水設備工事責任技術者登録（更新登録）申請事項変更届

年 月 日

生駒市長 殿

届出者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

下記の事項に変更が生じたので、生駒市排水設備指定工事店等に関する規則第17条の規定により届け出ます。

記

| | |
|-----------|--|
| 変 更 事 項 | |
| 変 更 前 | |
| 変 更 後 | |
| 変 更 年 月 日 | |
| そ の 他 | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市排水設備指定工事店等に関する規則第17条第1項の規定により交付されている排水設備工事責任技術者証（以下「旧責任技術者証」という。）は、同条第2項に規定する有効期間に限り、なおその効力を有する。この場合において、旧責任技術者証を有する者は、当該有効期間が満了したときは、速やかに旧責任技術者証を市長に返還しなければならない。